

資料編

- 1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況
- 2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の策定経過
- 3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿
- 4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿
- 5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿
- 6 事務局名簿

1 第2次所沢市地域福祉計画目標指標の進捗状況

基本理念 互いの顔が見える、地域でみまもり支え合えるまち	基本方針	基本施策	取り組み	
	I 地域福祉の コミュニティづくり (人づくり・地域づくり)	1 相互理解・共生の推進	総合的な学習の時間における福祉施設などとの交流	障害者週間記念事業
		2 地域における情報の発信	メール配信事業	福祉掲示板の設置
		3 地域福祉活動の促進	市民活動支援事業	ボランティアコーディネーターの育成
		4 地域で活躍する人材の育成	生涯学習ボランティア人材バンク事業	地域福祉サポーターの養成
	II 身近な地域に広がる ネットワークづくり (福祉サービス利用環境の整備)	5 地域福祉の拠点整備	「(仮称)所沢市こどもと福祉の未来館」の整備	地域サロンの開催
			所沢市コミュニティ活動推進事業	
			6 総合的な相談体制の構築	福祉の総合相談窓口の設置
		7 見守り・支え合いの仕組みづくり	高齢者みまもり相談員事業	ファミリーサポート事業
	8 地域福祉を進めるネットワークの強化	地区社協の設置	民生委員・児童委員の充足	
	III 安心・安全に地域で生活できる環境づくり (セーフティネットの整備)	9 権利擁護の推進	成年後見制度における市長の審判請求	成年後見制度推進事業 (市民後見人候補者の養成)
			人権教育推進事業	
			10 生活困窮者の支援	生活困窮者自立促進支援事業
	11 災害時の安心・安全の仕組みづくり	福祉避難所の整備		

指標名	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績(A)	R2年度目標値※1(B)	達成率(A/B)
総合的な学習の時間で福祉を取り上げている学校の割合	80.9% (47校中38校)	83.0% (47校中39校)	80.9% (47校中38校)	91.5% (47校中43校)	83.0% (47校中39校)	95.7% (47校中45校)	83.0%
参加者数(一日あたり)	414人	402人	361人	377人	332人	550人	60.4%
利用登録者数	12,140件	14,976件	18,658件	20,353件	23,106件	25,000件	92.4%
設置場所	69箇所	85箇所	109箇所	123箇所	126箇所	110箇所	114.5%
市民活動支援センター登録団体数・講座参加者数	129団体 ・413人	138団体 ・394人	138団体 ・484人	146団体 ・479人	147団体 ・397人	180団体 ・700人	81.7% ・56.7%
ボランティアコーディネーターの育成数(災害時を含む)	53人	56人	56人	65人	69人	75人	92.0%
人材バンク登録者件数・紹介件数	152件 ・104件	163件 ・99件	117件 ・80件	122件 ・59件	134件 ・83件	160件 ・110件	83.8% ・75.5%
地域福祉サポーターの育成数	80人	120人	158人	195人	225人	300人	75.0%
利用者満足度	- (建設中)	89%	80%	85%	86%	100%	86.0%
開催箇所数	47箇所	46箇所	52箇所	55箇所	62箇所	60箇所	103.3%
所沢市コミュニティ活動推進事業を活用した集会所などの整備の実施件数	5件	3件	3件	5件	5件	3件	166.7%
相談件数	- (開設前)	695件	9,229件	8,452件	9,494件	5,160件	184.0%
相談件数	24,536件	26,983件	28,904件	38,551件	44,239件	29,700件	149.0%
相談件数	7589件	8,155件	9,064件	10,107件	11,175件	10,900件	102.5%
みまもり相談員利用世帯	515世帯	499世帯	423世帯	323世帯	232世帯	- (削除)	-
援助会員数	451人	472人	478人	487人	488人	640人	76.3%
設置数	2地区	4地区	13箇所※2	13箇所	14箇所	22箇所	63.6%
充足率	97.6% (482/494)	95.6% (474/496)	96.8% (480/496)	97.2% (482/496)	94.6% (469/496)	100.0%	94.6%
市長申立て実施件数	24件	28件	19件	15件	23件	30件	76.7%
養成講座修了者数	18名	18名	17名	16名	16名	17名	94.1%
人権教育に関する講座の参加者数	728人	873人	762人	799人	696人	775人	89.8%
生活困窮者のための相談支援事業の相談者数	333人	769人	820人	1,019人	1,119人	820人	136.5%
生活相談・健康相談の実施回数	2回	2回	2回	1回	1回	2回	50.0%
福祉避難所の整備箇所数(災害時における福祉避難所施設利用に関する協定締結件数)	15件	15件	15件	18件	18件	18件	100.0%

(※1)第2次計画策定後、社会情勢の変化や取り組みの進捗状況等により目標値の修正を行った指標があるため、計画書記載の目標値とは異なる場合がある。

(※2)地域づくり協議会に設置される福祉部会等が地区社協としての役割を担うことも想定されることから、平成29年度より地区社協の機能を担う団体の設置箇所数に変更。

2 第3次所沢市地域福祉計画及び所沢市成年後見制度利用促進基本計画の策定経過

	日程	会議の名称等	内容
平成30年	4月10日	第2次所沢市地域福祉計画前期評価及び提言書を所沢市長へ提出	・改正社会福祉法を踏まえた計画策定を提言
	7月6日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認
	10月19日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画策定の方向性の検討 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の研究
平成31年・令和元年	2月2日	地域福祉みらいフォーラム（シンポジウム）	・基調講演「楽しもう！つながろう！ユニバーサルスポーツ」 ・ユニバーサルスポーツ体験会
	2月7日	第3回 所沢市地域福祉推進委員会	・障害者支援計画の研究
	6月7日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・市民アンケートの検討
	9月30日 ～ 10月25日	第3次所沢市地域福祉計画策定に関する市民意識調査（市民アンケート）	・市民5,000名を無作為抽出し実施（調査の概要はp.22参照）
	11月22日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・市民アンケートの報告（速報値）
令和2年	2月13日	第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画策定方針の検討 ・策定スケジュールの確認
	5月7日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画骨子案の検討
	5月27日	第1回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・策定スケジュールの確認 ・第3次地域福祉計画の位置づけの検討
	6月22日	第2回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・第3次地域福祉計画体系案の検討
	7月8日	第2回 所沢市地域福祉推進委員会	・第2次地域福祉計画進捗状況の確認 ・第3次地域福祉計画体系案の検討
	7月29日	第1回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画体系案の検討
	8月25日	第3回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第3次地域福祉計画素案の検討
	10月14日	第1回 所沢市地域福祉推進委員会作業部会	・第3次地域福祉計画素案の検討
	11月6日	第3回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画素案の検討
	11月20日	第2回 所沢市成年後見制度推進検討委員会	・成年後見制度利用促進基本計画素案の検討
	12月11日	第4回 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議	・第3次地域福祉計画素案の検討
12月22日	第4回 所沢市地域福祉推進委員会	・第3次地域福祉計画素案の検討	
令和3年	1月15日 ～ 2月4日	パブリックコメント手続の実施	・個人5名、1団体から計37件のご意見
	3月30日	第5回 所沢市地域福祉推進委員会	・パブリックコメント手続の結果報告

3 所沢市地域福祉推進委員会条例及び委員名簿

(1) 所沢市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 所沢市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域福祉に関する活動を行う者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 所沢市地域福祉推進委員会 委員名簿

(敬称略)

(●は委員長、○は副委員長)

氏名	所属等	備考
中島 修(●)	文京学院大学	現委員
大島 隆代	早稲田大学	現委員
高柳 進	所沢市自治連合会	現委員
三好 尉史	所沢市障害者施策推進協議会	現委員
根本 明子	所沢市高齢者福祉計画推進会議	現委員
田中 保子	地域包括支援センター	現委員
赤坂 悦(○)	所沢市民生委員・児童委員連合会	現委員
原 紘一	所沢市成年後見制度推進検討委員会	現委員
小松 君恵	所沢市子ども・子育て会議	現委員
佐藤 佳岳	所沢市小中学校校長会	現委員
中川 博之	NPO 法人市民後見いきいき Net 所沢	現委員
梅本 晶絵	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	現委員
飛田 裕子	一般公募	現委員
新井 むつ子	一般公募	現委員
長谷部 賢司	一般公募	現委員
岡村 英雄	NPO 法人日本地域福祉研究所	H30.5.31 まで
石渡 博幸	所沢市障害者施策推進協議会	R1.9.30 まで
清水 路子	地域包括支援センター	R2.5.31 まで
西川 達男	埼玉県所沢児童相談所	H31.3.31 まで
遠藤 和幸	埼玉県所沢児童相談所	R2.5.31 まで
一ノ瀬 麻子	所沢市 PTA 連合会	H30.9.30 まで
伊藤 伸	所沢市 PTA 連合会	R1.9.30 まで
安田 義広	所沢市 PTA 連合会	R2.5.31 まで
柴井 せん	所沢市ボランティア連絡協議会	R2.5.31 まで
神武 恭子(○)	NPO 法人バリアフリー・アートの会 わーくぽけっと	R2.5.31 まで
岡村 淳子	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	H31.3.31 まで
我妻 明	一般公募	R2.5.31 まで
渡辺 正晴	一般公募	R2.5.31 まで
安田 有志	一般公募	R2.5.31 まで



所沢市地域福祉推進委員会の様子

4 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱及び委員名簿

(1) 所沢市庁内地域福祉推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉に関連する各分野の情報共有及び取組の効果的な運用を図るため、所沢市庁内地域福祉推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について検討及び調整を行う。

- (1) 地域福祉に関連する各分野の情報共有に関する事。
- (2) 各分野における取組のより効果的な運用に関する事。
- (3) 地域福祉計画の素案の策定に関する事。
- (4) その他地域福祉の推進に関し必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は福祉部次長を、副委員長は福祉部福祉総務課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、連絡会議の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、福祉部地域福祉センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部次長
経営企画部経営企画課長
総務部危機管理課長
市民部地域づくり推進課長
福祉部福祉総務課長
福祉部生活福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢者支援課長
福祉部介護保険課長
こども未来部こども政策課長
健康推進部保健医療課長
学校教育部学校教育課長

（2）所沢市市内地域福祉推進連絡会議 委員名簿

（●は委員長、○は副委員長）

氏名	所属等
並木 和人(●)	福祉部次長
市川 勝也	経営企画部経営企画担当参事
日高 義行	総務部危機管理課長
田中 廣美	市民部地域づくり推進課長
淵江 弘行(○)	福祉部福祉総務課長
荻野 亨	福祉部生活福祉担当参事
森田 悟	福祉部障害福祉課長
田中 浩文	福祉部高齢者支援課長
岸 克実	福祉部介護保険担当参事
瀧澤 恵	こども未来部こども政策課長
小澤 一良	健康推進部保健医療課長
関根 祐一	学校教育部次長兼学校教育課長

5 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例及び委員名簿

(1) 所沢市成年後見制度推進検討委員会条例

(設置)

第1条 本市における成年後見制度（以下「制度」という。）の利用の推進並びに後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる者の育成等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市成年後見制度推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 制度の利用の推進に関すること。
- (2) 後見人等の人材の育成及び確保に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 所沢市民生委員・児童委員連合会の代表者
- (3) 市の職員のうちから市長が指名する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(2) 所沢市成年後見制度推進検討委員会 委員名簿

(●は委員長、○は副委員長)

氏名	所属等	備考
中島 修(●)	文京学院大学	現委員
笹原 文男(○)	社会福祉士	現委員
近藤 宏一	弁護士	現委員
高野 香	司法書士	現委員
原 紘一	行政書士	現委員
竹内 もみ	地域包括支援センター	現委員
黛 浩一郎	社会福祉法人所沢市社会福祉協議会	現委員
並木 和人	福祉部次長	現委員
荻野 亨	福祉部生活福祉担当参事	現委員
森田 悟	福祉部障害福祉課長	現委員
田中 浩文	福祉部高齢者支援課長	現委員
小川 和彦	健康推進部保健センター健康管理課長兼健康管理課こころの健康支援室長	現委員
新井 浩巖	福祉部高齢者支援課長	R2.3.31 まで
山崎 英雄	健康推進部保健センター健康管理課主幹兼健康管理課こころの健康支援室長	R2.3.31 まで
松井 優子	健康推進部保健センター健康管理課主幹兼健康管理課こころの健康支援室長	R3.1.31 まで

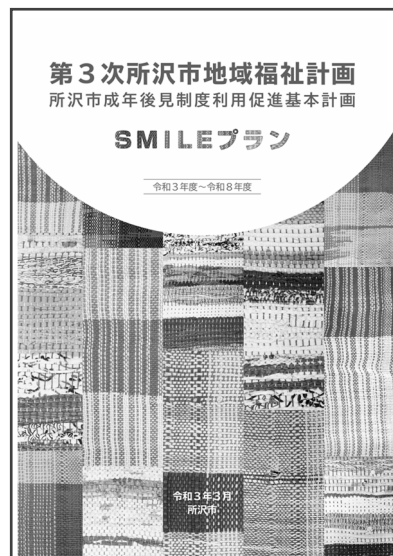
6 事務局名簿

所属等	氏名
福祉部長	植村 里美(H31.3.31 まで)
福祉部長	瀬能 幸則
福祉部次長	並木 和人
福祉部地域福祉センター長	大出 久美
福祉部地域福祉センター主査	遠藤 康代
福祉部地域福祉センター主任	平井 孝浩(R2.3.31 まで)
福祉部地域福祉センター主任	鹿島 裕太
福祉部地域福祉センター主任	戸塚 涉輔

●表紙デザインについて●

生活介護事業所である所沢市立プロペラの協力により、さをり織り・さき織りの作品をモチーフに作成しました。

これらの色鮮やかな手織物は、縦と横の糸が支え合っており、本市の地域福祉計画が第1次計画から継承する“支え合い”の理念に通じるものであることから、計画冊子の表紙に活用させていただいたものです。



第3次所沢市地域福祉計画

所沢市成年後見制度利用促進基本計画

令和3年3月

発行：所沢市福祉部地域福祉センター

〒359-1112 埼玉県所沢市泉町1861番地の1

所沢市こどもと福祉の未来館内

TEL 04-2922-2115

FAX 04-2922-2195

E-mail b29222115@city.tokorozawa.lg.jp

URL <https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

第3次所沢市地域福祉計画
所沢市成年後見制度利用促進基本計画
SMILEプラン

所沢市

